

株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド

## 第 30 回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

●株主総会参考書類 第一号議案に係る以下の事項

①株式会社コナカの定款

②株式会社コナカの最終事業年度

(2022年10月1日から2023年9月30日まで)に係る計算書類等

## 目次

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 1. 定款 .....                          | 3  |
| 2. 事業報告 .....                        | 13 |
| 3. 連結貸借対照表、連結損益計算書、貸借対照表、損益計算書 ..... | 25 |
| 4. 連結計算書類の監査報告書、監査報告書、監査役会監査報告書..... | 29 |
| 5. 連結株主資本等変動計算書、連結注記表.....           | 34 |
| 6. 株主資本等変動計算書、注記表.....               | 45 |

## 1. 定款

制定 1979年 7月 10日  
改定 2018年 12月 18日  
改定 2019年 12月 17日  
改定 2022年 12月 22日  
改定 2023年 12月 22日

# 定 款

## 第 1 章 総 則

### (商 号)

第1条 当社は、株式会社コナカと称し、英文では、  
KONAKA CO., LTD. と表示する。

### (目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 洋服生地および洋服既製品の製造販売
- (2) 洋服の仕立および修理
- (3) 洋服の卸売業
- (4) 洋服の輸出入業および取次販売
- (5) 用品雑貨および家庭用器具の販売
- (6) 時計および貴金属の販売
- (7) 料理飲食業
- (8) 菓子その他食料品販売
- (9) 不動産賃貸借の仲介・斡旋、不動産の売買・仲介および斡旋ならびに不動産経営  
コンサルティング
- (10) 不動産の賃貸ならびに駐車場、倉庫等の経営
- (11) スポーツ用品の販売ならびにスイミング クラブ、アスレチック クラブ、ゴルフ練習場の経営

- (12) 貸衣装業
- (13) インテリア用品の販売
- (14) カラオケボックスの経営
- (15) 遊戯設備を備える施設の経営
- (16) 書籍および映像ソフト・音声ソフト・コンピューターソフトの売買および賃貸
- (17) 靴および履物の販売ならびに修理
- (18) 古物の売買業
- (19) 公衆浴場の経営
- (20) 百貨店業
- (21) レンタカー業
- (22) 学習教育事業、服飾雑貨販売等に関するフランチャイズ店の経営およびフランチャイズチェーンに関する一切の事業
- (23) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を横浜市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、60,000,000株とする。

#### (新株予約権の発行)

第7条 新株予約権無償割当に関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。

#### (単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

#### (単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 第11条に定める請求をする権利

#### (単元未満株主の売渡請求)

第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

#### (株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人をおく。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。

#### (株式取扱規則)

第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

## 第 3 章 株 主 総 会

### (招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

### (基準日)

第14条 当会社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

### (招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

### (電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

### (議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会

社に提出しなければならない。

#### (決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### (議事録)

第19条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

## 第 4 章 取締役、取締役会および執行役員

#### (取締役の員数)

第20条 当社の取締役は、15名以内とする。

#### (取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

#### (取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。



#### (取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### (取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

#### (社外取締役の責任限定契約)

第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、善意でかつ重大な過失なく任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

#### (執行役員)

第32条 当社は取締役会の決議によって、執行役員を選任し、当社の業務を分担して執行させることができる。

2. 取締役会は、その決議によって、役付執行役員を選定することができる。

## 第 5 章 監査役および監査役会

#### (監査役の員数)

第33条 当社の監査役は、4名以内とする。

#### (監査役の選任)

第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### (監査役の任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

#### (常勤監査役)

第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

#### (監査役会の招集通知)

第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

#### (監査役会の決議の方法)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

#### (監査役会の議事録)

第39条 監査役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役はこれに記名押印または電子署名を行う。

#### (監査役会規程)

第40条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

#### (監査役の報酬等)

第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

**(社外監査役の責任限定契約)**

第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、善意でかつ重大な過失なく任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

## **第 6 章 会 計 監 査 人**

**(会計監査人の選任)**

第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

**(会計監査人の任期)**

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

**(会計監査人の報酬等)**

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## **第 7 章 計 算**

**(事業年度)**

第46条 当社の事業年度は、毎年10月1日より、翌年9月30日までとする。

**(剰余金の配当等の決定機関)**

第47条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第48条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第49条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

以 上

## 2. 事業報告

# 事業報告

(2022年10月1日から  
2023年9月30日まで)

## 1 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5月に移行された前後から社会経済活動の正常化が一段と進み、インバウンド需要も回復に向かうとともに、賃上げの動きの広がりや後押しとなって、サービス分野を中心に個人消費の拡大が持続しました。しかしながら、物価上昇の長期化に加えて、中国における景気減速や内外の金利動向等、先行きに対する不透明感も強まっています。

このような状況のもと、主力となるファッション事業においては、需要構造の変化に合わせて事業ポートフォリオの見直しを加速させました。「コナカ・フタタ」では、不採算店を中心に10店舗を退店したほか、人材の配置転換も進めて収益性の改善に努める一方、「着飾れ！ニッポン！」をスローガンに、ドレスアップしたスタイルに関する様々な提案を継続し、売上げの回復を図りました。都市部や繁華街に数多く立地する「SUIT SELECT」では、人流が回復した効果を最も享受しましたが、店舗網の採算性や効率性をさらに改善すべく、10店舗を退店すると同時に9店舗を新規に出店しました。オーダー専門の「DIFFERENCE」では、既製スーツを主力商品とする上記の両業態とは異なり、コロナ禍の影響に左右されることなく売上高を成長させ続けて、当期も12店舗を新規に出店しましたが、増加する需要への対応と品質・納期の維持とを両立させるため、出店ペースの調整や生産キャパシティの拡大等、持続的な成長に向けた基盤整備も行いました。この結果、株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドの当連結対象期間（2022年9月1日から2023年8月31日）を含め、売上高は630億42百万円（前期比4.0%増）となりました。

フードサービス事業につきましては、「かつや」を中心に期間限定メニューと価格改定が奏功し、売上高は18億55百万円（前期比8.3%増）となりました。

教育事業につきましては、Kids Duoの生徒数の増加に加え、児童発達支援スクール「コペルプラス」も順次稼働を開始し、売上高は8億98百万円（前期比6.7%増）となりました。

グループの店舗数につきましては、サマンサタバサグループを含め、合計37店舗を新規に出店する一方、77店舗を退店し、721店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は657億97百万円（前期比4.2%増）、営業損失は株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドの営業損失12億15百万円を取り込んだ結果、9億12百万円（前期は営業損失32億55百万円）、経常損失は6億84百万円（前期は経常損失21億93百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は1億61百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失32億31百万円）となりました。

事業別の売上状況は次のとおりであります。

| 商 品 別               | 金 額    | 構 成 比 |
|---------------------|--------|-------|
|                     | 百万円    | %     |
| 重 衣 料               | 24,311 | 37.0  |
| 中 衣 料               | 5,026  | 7.6   |
| 軽 衣 料               | 10,091 | 15.3  |
| 服 飾 雑 貨             | 23,119 | 35.1  |
| そ の 他               | 493    | 0.8   |
| フ ァ ッ シ ョ ン 事 業 計   | 63,042 | 95.8  |
| フ ー ド サ ー ビ ス 事 業 計 | 1,855  | 2.8   |
| 教 育 事 業 計           | 898    | 1.4   |
| 合 計                 | 65,797 | 100.0 |

(注) 1. 重衣料…スーツ・フォーマル・イージーオーダー・コート

2. 中衣料…ジャケット・ボトムス・アウター

3. 軽衣料…カジュアル・ワイシャツ・ネクタイ・アンダーウェア

4. 服飾雑貨…シューズ・バッグ・ジュエリー・アクセサリ

5. その他…サービスの提供等

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、敷金及び保証金並びにソフトウェアを含め 17 億 32 百万円であり、その主たるものは、新規出店及び既存店舗の改装に係るものであり、その資金は自己資金で賄いました。

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## ④ 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                       | 第 47 期<br>(2020年9月期) | 第 48 期<br>(2021年9月期) | 第 49 期<br>(2022年9月期) | 第 50 期<br>当連結会計年度<br>(2023年9月期) |
|---------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売上高 (百万円)                 | 47,842               | 58,584               | 63,174               | 65,797                          |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失 (百万円) | 12,948               | 1,938                | 3,231                | 161                             |
| 1株当たり当期純損失 (円)            | 444.71               | 66.56                | 110.99               | 5.52                            |
| 総資産 (百万円)                 | 69,486               | 58,835               | 54,307               | 50,612                          |
| 純資産 (百万円)                 | 32,014               | 25,051               | 19,797               | 19,437                          |
| 1株当たり純資産額 (円)             | 982.69               | 801.70               | 657.10               | 648.55                          |

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第49期の期首から適用しており、第49期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(3) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

| 会社名                      | 資本金    | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容         |
|--------------------------|--------|----------|-----------------|
| コナカエンタープライズ株式会社          | 95百万円  | 100.0%   | フードサービス事業及び教育事業 |
| 株式会社アイステッチ               | 10百万円  | 100.0%   | ファッション事業        |
| 株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド     | 100百万円 | 59.1%    |                 |
| 株式会社バーンデストロージアパンリミテッド    | 19百万円  | (59.1%)  |                 |
| KONAKA(THAILAND)CO.,LTD. | 351百万円 | 100.0%   |                 |

(注) 1. 議決権比率の( )内の数値は、間接保有による議決権比率であります。

2. 株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドは、2023年5月31日付で減資を行い、資本金が減少しております。

3. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社5社を含め11社であり、前連結会計年度末と比較して清算終了により1社減少しております。

② 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、物価や賃上げの動向が個人消費に与える影響を注視していく必要があります。当社では、当期の月次の客単価が年間を通して前年同月を上回り続けましたが、今後も商品構成やそれに伴う価格政策は、ますます重要になると思われま

す。また、供給面での制約が機会損失に繋がるのを防止することも、喫緊の課題になっております。例えば、DIFFERENCE では当期の需要ピーク時に、生産キャパシティに負荷がかかる事態を招きました。従来から強みとしてきた国内の生産背景を改めて整備するとともに、海外における生産拠点を拡大かつ分散してまいります。SUIT SELECT では、回復した客数や増加するパターンオーダー需要に対して、販売スタッフが不足気味になっておりますが、雇用形態や採用方法の多様化を図るとともに、中期経営計画に掲げたIT投資を着実に進め、販売以外のオペレーションを効率化してまいります。

さらには、グループ全体の事業ポートフォリオについても常に見直しを怠らず、経営資源の適正な配分や収益力の向上に取り組んでまいります。

#### (5) 主要な事業内容（2023年9月30日現在）

当社グループは、当社及び子会社13社により構成され、ファッション事業、フードサービス事業及び教育事業を主な内容として事業活動を展開しております。

#### (6) 主要な営業所及び店舗（2023年9月30日現在）

| 会社名                         | 所在地        | 店舗数 |
|-----------------------------|------------|-----|
| 当社（株式会社コナカ）                 | 神奈川県横浜市戸塚区 | 428 |
| コナカエンタープライズ株式会社             | 神奈川県横浜市戸塚区 | 31  |
| 株式会社アイステッチ                  | 神奈川県横浜市戸塚区 | 10  |
| 株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド        | 東京都港区      | 202 |
| 株式会社バーンデストローズジャパンリミテッド      | 東京都港区      | 43  |
| KONAKA (THAILAND) CO., LTD. | タイ王国バンコク都  | 7   |



(7) 従業員の状況 (2023年9月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 事業区分      | 従業員数            | 前連結会計年度末比増減  |
|-----------|-----------------|--------------|
| ファッション事業  | 1,995 (1,213) 名 | 83名減 (79名減)  |
| フードサービス事業 | 26 (155) 名      | 7名増 (3名減)    |
| 教育事業      | 48 (54) 名       | 1名 (1名増)     |
| 全社 (共通)   | 341 (41) 名      | 11名増 (26名減)  |
| 計         | 2,410 (1,463) 名 | 65名減 (148名減) |

(注) 1. 従業員数は、就業員数であり、契約社員、パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員は、( )内に年間の平均人員 (1名当たり1日8時間換算)を外数で記載しております。

2. 全社 (共通)として記載されている従業員は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

| 区分 | 従業員数   | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----|--------|-----------|-------|--------|
| 男性 | 842名   | 44名減      | 42.8歳 | 20.0年  |
| 女性 | 193名   | 16名減      | 32.5歳 | 9.2年   |
| 計  | 1,035名 | 60名減      | 40.9歳 | 18.0年  |

(注) 従業員数には、社外への出向者 (3名)、契約社員 (276名)、パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員 (年間の平均人員 524名・1名当たり8時間換算)は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年9月30日現在)

| 借入先          | 借入額       |
|--------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行   | 10,748百万円 |
| 株式会社みずほ銀行    | 3,168     |
| 株式会社りそな銀行    | 2,082     |
| 株式会社横浜銀行     | 1,867     |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 1,528     |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 417       |

(注) 上記、借入金の一部には、財務制限条項が付されております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況（2023年9月30日現在）

① 発行可能株式総数 60,000,000 株

② 発行済株式の総数 31,146,685 株

③ 株主数 30,873 名

### ④ 大株主（上位10名）

| 株主名                         | 持株数（千株） | 持株比率（%） |
|-----------------------------|---------|---------|
| 湖 中 謙 介                     | 2,180   | 7.46    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）     | 1,892   | 6.47    |
| コ ナ カ 従 業 員 持 株 会           | 1,745   | 5.97    |
| 湖 中 博 達                     | 942     | 3.22    |
| 甲 陽 ハ ウ ジ ン グ 有 限 会 社       | 798     | 2.73    |
| S H O W A G R O U P 株 式 会 社 | 783     | 2.68    |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行         | 754     | 2.58    |
| 湖 中 雄 介                     | 695     | 2.38    |
| 湖 中 龍 介                     | 664     | 2.27    |
| 株 式 会 社 ク ラ ウ ン プ ラ イ ズ     | 600     | 2.05    |

（注）1. 当社は、自己株式を1,897千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式（1,897千株）を控除して計算しております。

### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

| 区 分           | 株式数      | 交付対象者 |
|---------------|----------|-------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 29,760 株 | 4 名   |

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年9月30日現在)

| 会社における地位              | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況   |
|-----------------------|-----------|--|
| 代表取締役社長 CEO<br>グループ代表 | 湖 中 謙 介   | コナカエンタープライズ株式会社取締役<br>株式会社アイステッチ取締役<br>株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド取締役<br>KONAKA(THAILAND)CO.,LTD. Representative Director President |
| 取締役専務執行役員 COO         | 古 屋 幸 二   | 経営企画室長兼店舗開発部長  |
| 取締役執行役員 CMO           | 中 川 和 幸   | 商品事業本部長兼コナカ事業本部長<br>KONAKA(THAILAND)CO.,LTD. Director  |
| 取締役執行役員               | 湖 中 龍 介   | 管理本部副本部長兼財務部長<br>株式会社アイステッチ監査役   |
| 取 締 役                 | 太 田 彩 子   | 株式会社ベレフェクト代表取締役<br>SREホールディングス株式会社社外取締役監査等委員<br>株式会社アップガレージグループ社外取締役   |
| 取 締 役                 | 大 門 あ ゆ み | 法律事務所 U N S E E N 代表弁護士<br>株式会社 A C S L 社外取締役監査等委員   |
| 常 勤 監 査 役             | 湖 中 博 達   |  |
| 監 査 役                 | 森 田 洋 一   |  |
| 監 査 役                 | 前 田 隆 夫   | 株式会社日本国際放送監査役<br>公益財団法人大田区スポーツ協会監事   |

- (注) 1. 取締役太田彩子氏及び大門あゆみ氏は、社外取締役であります。
2. 監査役森田洋一氏及び前田隆夫氏は、社外監査役であります。
3. 監査役前田隆夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、太田彩子氏、大門あゆみ氏、森田洋一氏及び前田隆夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する旨定款に定めております。当該規定に基づき、当社と社外取締役は責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、社外役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## ③ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険料は 9 割を当社、1 割を取締役及び監査役が負担しております。当該保険契約により、被保険者が会社役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金や争訟費用等の損害が填補されることとなります。

## ④ 取締役及び監査役の報酬等

### (a) 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分       | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |                  |                | 員 数<br>(名) |
|-----------|-----------------|------------------|------------------|----------------|------------|
|           |                 | 基 本 報 酬          | 業 績 連 動<br>報 酬 等 | 非 金 銭<br>報 酬 等 |            |
| 取 締 役     | 85              | 78               | —                | 7              | 6          |
| (うち社外取締役) | (10)            | (10)             | —                | (-)            | (2)        |
| 監 査 役     | 20              | 20               | —                | —              | 3          |
| (うち社外監査役) | (7)             | (7)              | —                | —              | (2)        |
| 合 計       | 106             | 98               | —                | 7              | 9          |
| (うち社外役員)  | (17)            | (17)             | —                | (-)            | (4)        |

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 当事業年度末日現在の取締役は 6 名 (うち社外取締役 2 名)、監査役 3 名 (うち社外監査役 2 名) であります。

### (b) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2006 年 12 月 15 日開催の第 33 期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額 350 百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない)、監査役の報酬限度額は年額 35 百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は 13 名、監査役の員数は 3 名であります。

また、上記の報酬限度額とは別枠で、2022 年 12 月 22 日開催の第 49 期定時株主総会において、取締役 (社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。) に対する譲渡制限付株式報酬の限度額は年額 70 百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない)、株式数の上限は年 140 千株以内と決議いただいております。当該定

時株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名であります。

**(c) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等**

当社は、2022年11月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は次のとおりであります。

**a.基本方針**

当社の取締役の報酬については、個々の取締役の報酬の決定に際して、企業価値の長期的、持続的な向上を目的に、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、予め定められた基本報酬のみを支払うこととする。

**b.基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）**

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、担当職務、業績、貢献度等に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、報酬委員会の答申を踏まえて、取締役会において決定するものとする。

**c.非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）**

取締役に対し、その在任中に一定の株式を取得、保有させることで企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限の解除を退任時とする譲渡制限付株式を、毎年、一定の時期に付与する。付与する譲渡制限付株式の個数は、報酬委員会の答申を踏まえて決定する。

**d.基本報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針**

取締役の種類別の報酬額の割合については、当社と同程度の事業規模及び従業員数、関連する業種・業態に属する企業等を参考とした水準を考慮しながら、報酬委員会の答申を踏まえて決定する。

**e.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項**

個人別の報酬額については、報酬委員会の答申を踏まえて、取締役会における報酬総額の決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定である。

**(d) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項**

取締役会は、代表取締役社長湖中謙介氏に対し、各取締役の報酬額の決定を委任しております。委任した理

由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当職務に応じた貢献度等を総合的に評価するには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。

#### ⑤ 社外役員に関する事項

##### (a) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役太田彩子氏は、株式会社ベレフェクトの代表取締役、SREホールディングス株式会社の社外取締役監査等委員及び株式会社アップガレージグループの社外取締役を兼務しておりますが、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役大門あゆみ氏は、法律事務所UNSEENの代表弁護士並びに株式会社ACSLの社外取締役監査等委員を兼務しておりますが、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役前田隆夫氏は、株式会社日本国際放送の監査役並びに公益財団法人大田区スポーツ協会の監事を兼務しておりますが、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

##### (b) 当事業年度における主な活動状況

| 氏名         | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要  |
|------------|---|
| 取締役 太田 彩子  | 当事業年度開催の取締役会 23 回のうち全てに出席しております。企業経営経験に加えて、人的資本経営や多様性推進に関する豊富な知識と経験を活かし、指名委員会及び報酬委員会の委員長として、両委員会の定例の活動のほか、サクセッションプランの検討や取締役会の実効性に関する評価の取りまとめを行うなど、当社のコーポレートガバナンス体制を強化するための適切な役割を果たしております。 |
| 取締役 大門 あゆみ | 当事業年度開催の取締役会 23 回のうち全てに出席しております。弁護士としての専門的知見に加えて、その活動の中で培った深い洞察力を活かし、指名委員会及び報酬委員会の委員として、両委員会の定例の活動のほか、サクセッションプランの検討や取締役会の実効性に関する評価を行うなど、当社のコーポレートガバナンス体制を強化するための適切な役割を果たしております。           |
| 監査役 森田 洋一  | 当事業年度開催の取締役会 23 回のうち全てに、また、当事業年度開催の監査役会 14 回のうち全てに出席し、行政機関における豊富な経験と高い見識から必要に応じて適宜、必要な発言を行っております。   |
| 監査役 前田 隆夫  | 当事業年度開催の取締役会 23 回のうち全てに、また、当事業年度開催の監査役会 14 回のうち全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。                     |

### (3) 会計監査人の状況

#### ① 名称

監査法人ウィズ

(注) 当社の会計監査人であった仁智監査法人は、2022年12月22日開催の第49期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

#### ② 報酬等の額

| 区 分                                 | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額              | 53百万円     |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 53百万円     |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社のうち、株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド及びKONAKA(THAILAND)CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

#### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。



### 3. 連結貸借対照表、連結損益計算書、貸借対照表、損益計算書

#### 連結貸借対照表 (2023年9月30日現在)

(単位：百万円)

| 科目              | 金額            | 科目                 | 金額            |
|-----------------|---------------|--------------------|---------------|
| <b>資産の部</b>     |               | <b>負債の部</b>        |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>24,764</b> | <b>流動負債</b>        | <b>28,640</b> |
| 現金及び預金          | 5,894         | 支払手形及び買掛金          | 1,709         |
| 売掛金             | 2,826         | 電子記録債務             | 2,331         |
| 商品及び製品          | 14,327        | 短期借入金              | 12,075        |
| 仕掛品             | 2             | 1年内返済予定の長期借入金      | 7,652         |
| 原材料及び貯蔵品        | 366           | 未払金                | 341           |
| その他             | 1,347         | 未払費用               | 2,314         |
| <b>固定資産</b>     | <b>25,848</b> | 未払法人税等             | 366           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>13,296</b> | 未払消費税等             | 286           |
| 建物及び構築物         | 3,458         | 契約負債               | 896           |
| 機械装置及び運搬具       | 10            | 賞与引当金              | 413           |
| 工具、器具及び備品       | 430           | その他                | 252           |
| 土地              | 9,341         | <b>固定負債</b>        | <b>2,534</b>  |
| リース資産           | 31            | 長期借入金              | 85            |
| 建設仮勘定           | 23            | 長期未払金              | 55            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>555</b>    | 繰延税金負債             | 1,014         |
| 商標権             | 43            | 退職給付に係る負債          | 594           |
| 電話加入権           | 13            | ポイント引当金            | 31            |
| その他             | 498           | 長期預り保証金            | 444           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>11,996</b> | その他                | 308           |
| 投資有価証券          | 3,417         | <b>負債合計</b>        | <b>31,175</b> |
| 長期貸付金           | 556           | <b>純資産の部</b>       |               |
| 敷金及び保証金         | 7,031         | <b>株主資本</b>        | <b>17,070</b> |
| 退職給付に係る資産       | 699           | 資本金                | 5,305         |
| その他             | 339           | 資本剰余金              | 13,253        |
| 貸倒引当金           | △47           | 利益剰余金              | 1,631         |
| <b>資産合計</b>     | <b>50,612</b> | 自己株式               | △3,120        |
|                 |               | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>1,898</b>  |
|                 |               | その他有価証券評価差額金       | 1,840         |
|                 |               | 為替換算調整勘定           | △39           |
|                 |               | 退職給付に係る調整累計額       | 98            |
|                 |               | <b>非支配株主持分</b>     | <b>467</b>    |
|                 |               | <b>純資産合計</b>       | <b>19,437</b> |
|                 |               | <b>負債純資産合計</b>     | <b>50,612</b> |

## 連結損益計算書 (2022年10月1日から2023年9月30日まで) (単位:百万円)

| 科目              | 金額     |
|-----------------|--------|
| 売上高             | 65,797 |
| 売上原価            | 27,661 |
| 売上総利益           | 38,135 |
| 販売費及び一般管理費      | 39,047 |
| 営業損失            | 912    |
| 営業外収益           | 766    |
| 受取利息            | 25     |
| 受取配当金           | 38     |
| 不動産賃貸料          | 357    |
| 受取補償金           | 80     |
| 為替差益            | 87     |
| その他             | 177    |
| 営業外費用           | 538    |
| 支払利息            | 169    |
| 不動産賃貸費用         | 74     |
| 株式交付費           | 214    |
| その他             | 80     |
| 経常損失            | 684    |
| 特別利益            | 1,742  |
| 固定資産売却益         | 1,030  |
| 投資有価証券売却益       | 0      |
| 移転補償金           | 230    |
| 違約金収入           | 440    |
| その他             | 41     |
| 特別損失            | 1,957  |
| 固定資産除却損         | 39     |
| 減損損失            | 1,839  |
| 店舗閉鎖損失          | 77     |
| その他             | 0      |
| 税金等調整前当期純損失     | 898    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 286    |
| 法人税等調整額         | △804   |
| 当期純損失           | 381    |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 | 220    |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 | 161    |

## 貸借対照表 (2023年9月30日現在)

(単位：百万円)

| 科目              | 金額     | 科目              | 金額     |
|-----------------|--------|-----------------|--------|
| <b>資産の部</b>     |        | <b>負債の部</b>     |        |
| <b>流動資産</b>     | 15,028 | <b>流動負債</b>     | 15,160 |
| 現金及び預金          | 3,640  | 支払手形            | 21     |
| 売掛金             | 1,462  | 電子記録債務          | 2,191  |
| 商品及び製品          | 8,533  | 買掛金             | 705    |
| 原材料及び貯蔵品        | 257    | 短期借入金           | 9,166  |
| 前渡金             | 145    | 未払金             | 111    |
| 前払費用            | 348    | 未払費用            | 1,269  |
| 関係会社短期貸付金       | 283    | 未払法人税等          | 334    |
| その他             | 356    | 契約負債            | 778    |
|                 |        | 預り金             | 99     |
| <b>固定資産</b>     | 25,520 | 賞与引当金           | 194    |
| <b>有形固定資産</b>   | 8,522  | その他             | 288    |
| 建物              | 1,558  | <b>固定負債</b>     | 1,994  |
| 構築物             | 32     | 長期未払金           | 41     |
| 工具、器具及び備品       | 271    | 繰延税金負債          | 880    |
| 土地              | 6,615  | 退職給付引当金         | 536    |
| その他             | 45     | 関係会社事業損失引当金     | 68     |
| <b>無形固定資産</b>   | 202    | 預り保証金           | 408    |
| 借地権             | 0      | その他             | 59     |
| その他             | 202    | <b>負債合計</b>     | 17,154 |
| <b>投資その他の資産</b> | 16,795 | <b>純資産の部</b>    |        |
| 投資有価証券          | 3,410  | <b>株主資本</b>     | 21,553 |
| 関係会社株式          | 5,672  | <b>資本金</b>      | 5,305  |
| 長期貸付金           | 2,367  | <b>資本剰余金</b>    | 14,745 |
| 長期前払費用          | 41     | 資本準備金           | 14,745 |
| 敷金              | 4,302  | <b>利益剰余金</b>    | 4,622  |
| 保証金             | 881    | 利益準備金           | 370    |
| 前払年金費用          | 511    | その他利益剰余金        | 4,252  |
| その他             | 92     | 圧縮記帳積立金         | 239    |
| 貸倒引当金           | △486   | 繰越利益剰余金         | 4,012  |
| <b>資産合計</b>     | 40,548 | <b>自己株式</b>     | △3,120 |
|                 |        | <b>評価・換算差額等</b> | 1,840  |
|                 |        | その他有価証券評価差額金    | 1,840  |
|                 |        | <b>純資産合計</b>    | 23,393 |
|                 |        | <b>負債純資産合計</b>  | 40,548 |

## 損益計算書 (2022年10月1日から2023年9月30日まで)

(単位：百万円)

| 科目           | 金額     |
|--------------|--------|
| 売上高          | 37,498 |
| 売上原価         | 14,692 |
| 売上総利益        | 22,805 |
| 販売費及び一般管理費   | 22,480 |
| 営業利益         | 325    |
| 営業外収益        | 572    |
| 受取利息         | 39     |
| 受取配当金        | 37     |
| 不動産賃貸料       | 287    |
| 受取補償金        | 80     |
| その他          | 128    |
| 営業外費用        | 286    |
| 支払利息         | 56     |
| 不動産賃貸費用      | 71     |
| 貸倒引当金繰入額     | 149    |
| その他          | 10     |
| 経常利益         | 611    |
| 特別利益         | 924    |
| 固定資産売却益      | 254    |
| 投資有価証券売却益    | 0      |
| 移転補償金        | 230    |
| 違約金収入        | 440    |
| 特別損失         | 1,542  |
| 固定資産除却損      | 22     |
| 関係会社株式評価損    | 1,163  |
| 減損損失         | 282    |
| 店舗閉鎖損失       | 74     |
| 税引前当期純損失     | 6      |
| 法人税、住民税及び事業税 | 175    |
| 法人税等調整額      | △343   |
| 当期純利益        | 161    |

#### 4. 連結計算書類の監査報告書、監査報告書、監査役会監査報告書

### 連結計算書類に係る会計監査報告

#### 独立監査人の監査報告書

2023年11月22日

株式会社 コナカ  
取締役会 御中

監査法人ウィズ

東京都目黒区

指 定 社 員 公認会計士 佐 藤 遼  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 植 地 亮 太  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コナカの2022年10月1日から2023年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コナカ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年11月22日

株式会社 コナカ

取締役会 御中

監査法人ウィズ

東京都目黒区

指 定 社 員 公認会計士 佐 藤 遼  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 植 地 亮 太  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コナカの2022年10月1日から2023年9月30日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第50期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室、コンプライアンス室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ウィズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人ウィズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月22日

株式会社コナカ 監査役会

常 勤 監 査 役 湖 中 博 達  
監 査 役（社外監査役） 森 田 洋 一  
監 査 役（社外監査役） 前 田 隆 夫

以 上

5. 連結株主資本等変動計算書、連結注記表

連結株主資本等変動計算書

(2022年10月1日から  
2023年9月30日まで)

(単位：百万円)

|                           | 株 主 資 本 |        |       |         |             |
|---------------------------|---------|--------|-------|---------|-------------|
|                           | 資 本 金   | 資本剰余金  | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 2022年10月1日期首残高            | 5,305   | 13,253 | 2,553 | △3,342  | 17,770      |
| 連結会計年度中の変動額               |         |        |       |         |             |
| 剰余金の配当                    |         |        | △583  |         | △583        |
| 親会社株主に帰属する当期純損失           |         |        | △161  |         | △161        |
| 自己株式の取得                   |         |        |       | △0      | △0          |
| 自己株式の処分                   |         | △177   |       | 222     | 45          |
| 自己株式処分差損の振替               |         | 177    | △177  |         | -           |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |         |        |       |         | -           |
| 連結会計年度中の変動額合計             | -       | -      | △922  | 222     | △699        |
| 2023年9月30日期末残高            | 5,305   | 13,253 | 1,631 | △3,120  | 17,070      |

|                           | その他の包括利益累計額      |          |                  |                   | 非 支 配<br>株 主 持 分 | 純資産合計  |
|---------------------------|------------------|----------|------------------|-------------------|------------------|--------|
|                           | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |                  |        |
| 2022年10月1日期首残高            | 1,481            | △46      | △73              | 1,361             | 665              | 19,797 |
| 連結会計年度中の変動額               |                  |          |                  |                   |                  |        |
| 剰余金の配当                    |                  |          |                  | -                 |                  | △583   |
| 親会社株主に帰属する当期純損失           |                  |          |                  | -                 |                  | △161   |
| 自己株式の取得                   |                  |          |                  | -                 |                  | △0     |
| 自己株式の処分                   |                  |          |                  | -                 |                  | 45     |
| 自己株式処分差損の振替               |                  |          |                  | -                 |                  | -      |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 358              | 7        | 171              | 537               | △198             | 339    |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 358              | 7        | 171              | 537               | △198             | △359   |
| 2023年9月30日期末残高            | 1,840            | △39      | 98               | 1,898             | 467              | 19,437 |

## 連 結 注 記 表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

###### (a) 連結子会社の数 11社

当連結会計年度において、清算終了により、1社が減少しております。

###### (b) 主要な連結子会社の名称

(株)サマンサタバサジャパンリミテッド、コナカエンタープライズ(株)、(株)アイステッチ

(株)バーデストローズジャパンリミテッド、KONAKA(THAILAND)CO.,LTD.

##### ② 非連結子会社の状況

###### (a) 非連結子会社の名称

(株)KONAKA SHINING FUTURE、Samantha Thavasa International Co.,Limited

なお、前連結会計年度において持分法を適用していない非連結子会社であった(株)エフブランドは、当連結会計年度において清算を完了しております。

###### (b) 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の状況

##### (a) 会社等の名称

(株)KONAKA SHINING FUTURE、Samantha Thavasa International Co.,Limited

##### (b) 持分法を適用しない理由

各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

主要な連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる(株)サマンサタバサジャパンリミテッド及び(株)バーデストローズジャパンリミテッドは当該会社の四半期決算日（8月31日）現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引等については、連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### (a) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(b) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(c) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

主として個別法による原価法によっております。

但し、一部の連結子会社については、移動平均法を採用しております。

なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(a) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後取得の建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(b) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づき、また、商標権については、10年の定額法によっております。

(c) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

(a) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

(b) 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(c) ポイント引当金

一部の連結子会社が運営するポイント制度に関して、商品の販売以外で顧客に付与したポイントの使用に備えるため、当連結会計年度末において将来行使されると見込まれる額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりませ

ん。

(a) ファッション事業

ファッション事業は、ビジネスウェア及びその関連用品並びにバッグ、ジュエリー及びアパレルの企画・製造・販売を主たる事業としております。これらの商品は店舗並びにインターネットで販売をしており、顧客に対して当該商品等の引渡しを行う義務を負っております。店舗での販売については、商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品の引渡時点で収益を認識しております。また、インターネット販売については、出荷時から商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であることから、商品の出荷時に収益を認識しております。通常の間は、履行義務の充足時点又は3ヶ月以内であります。

当社グループ独自のポイントプログラムについては、付与したポイントを履行義務と識別し、将来の失効見込み等を考慮して算出された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントの使用時及び失効時に収益を認識しております。また、他社が運営するポイントプログラムに係るポイント相当額については、顧客に対する商品販売の履行義務に係る取引価格の算定において、第三者のために回収する金額として、取引価格から控除し収益を認識しております。

(b) フードサービス事業

フードサービス事業は、「かつや」等を経営し、顧客の注文に基づいた料理を提供する義務を負っております。顧客からの注文に基づいて料理を提供し、約束された対価を受領した時点で履行義務は充足されることから、提供時点で収益を認識しております。通常の間は、履行義務の充足時点又は1ヶ月以内であります。

(c) 教育事業

教育事業は、「Kids Duo International」等を経営し、顧客である生徒に対してカリキュラムを提供する義務を負っております。顧客との契約内容により、契約期間にわたり、カリキュラムを提供することにより履行義務が充足されることから、期間の経過に応じて収益を認識しております。通常の間は、履行義務の充足時点又は3ヶ月以内であります。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

## 3. 表示方法の変更

### （連結損益計算書）

前連結会計年度まで「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取補償金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「受取補償金」は49百万円であります。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

### 固定資産の減損

#### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

| 科目       | 金額        |
|----------|-----------|
| 有形固定資産   | 13,296百万円 |
| 無形固定資産   | 555百万円    |
| 投資その他の資産 | 401百万円    |

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、減損の兆候を判定するに当たっては、原則として店舗資産単位を資産グループとしてグルーピングしており、連結会計年度の末日に店舗ごとに減損の兆候の有無を検討しております。減損の兆候が認められる店舗については、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要とされた場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。

減損損失の認識の要否の判定において使用される割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会にて承認された翌期の事業計画を基礎として、店舗ごとの固有の経済条件を主要な仮定として織り込んで作成しておりますが、当該仮定は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の営業実績が見積りと異なった場合には、減損損失の計上に伴い、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

|         |           |
|---------|-----------|
| 商品      | 4,867百万円  |
| 建物及び構築物 | 942百万円    |
| 土地      | 5,269百万円  |
| 投資有価証券  | 2,647百万円  |
| 合計      | 13,727百万円 |

② 担保に係る債務

|                |            |
|----------------|------------|
| 仕入債務           | 0 百万円      |
| 短期借入金          | 8,222 百万円  |
| 1 年内返済予定の長期借入金 | 7,624 百万円  |
| 合計             | 15,847 百万円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 29,051 百万円

(3) 当座借越及び貸出コミットメント契約

当社及び一部の連結子会社においては、流動性を確保し、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行 6 行と当座借越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

|                           |            |
|---------------------------|------------|
| 当座借越限度額及び<br>貸出コミットメントの総額 | 10,135 百万円 |
| 借入実行残高                    | 10,050 百万円 |
| 差引額                       | 85 百万円     |

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 31,146,685 株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決議                         | 株式の種類 | 配当金の総額  | 1 株当たり<br>配当額 | 基準日             | 効力発生日            |
|----------------------------|-------|---------|---------------|-----------------|------------------|
| 2022 年 12 月 22 日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 291 百万円 | 10 円          | 2022 年 9 月 30 日 | 2022 年 12 月 23 日 |
| 2023 年 5 月 15 日<br>取締役会    | 普通株式  | 292 百万円 | 10 円          | 2023 年 3 月 31 日 | 2023 年 6 月 5 日   |

② 連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

| 決議予定                       | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額  | 1 株当たり<br>配当額 | 基準日             | 効力発生日            |
|----------------------------|-------|-------|---------|---------------|-----------------|------------------|
| 2023 年 12 月 22 日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 292 百万円 | 10 円          | 2023 年 9 月 30 日 | 2023 年 12 月 25 日 |

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価等の把握がされております。

長期貸付金は主に店舗の新規出店時に貸主に差し入れる建設協力金並びに敷金及び保証金であり、貸主の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、担当部署が貸主ごとの信用状況を随時把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、社内規定に従い、必要に応じて先物為替予約を利用してリスクをヘッジしております。

借入金には運転資金及び設備投資等の調達によるものであります。営業債務や借入金は、支払期日に支払を実行できなくなるリスクに晒されておりますが、当該リスクに対して、グループ会社の資金管理部門からの報告に基づき適時に資金計画を作成しております。また、当社グループの借入金の一部には、財務制限条項がついており、全ての債務の履行を完了するまで、財務制限条項を遵守しない場合には、期限の利益は喪失します。

デリバティブ取引は、仕入債務に係る為替の変動リスク及び将来の金利変動によるリスクに対するヘッジを目的としており、また、余資運用目的の範囲内で、特性を評価し安全性が高いと判断された複合金融商品のみを利用しております。なお、デリバティブ取引の管理は、社内規程に従い厳格に行っており、また、契約履行リスクを低減するため、信用力のある金融機関に限定して取引を行うこととしております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                   | 連結貸借対照表計上額<br>(百万円) (※1) | 時価 (百万円)<br>(※1) | 差額 (百万円) |
|-------------------|--------------------------|------------------|----------|
| (1) 投資有価証券        | 2,973                    | 2,973            | —        |
| (2) 長期貸付金 (※4)    | 561                      |                  |          |
| 貸倒引当金 (※5)        | △17                      |                  |          |
|                   | 544                      | 552              | 8        |
| (3) 敷金及び保証金 (※6)  | 6,714                    | 6,258            | △455     |
| (4) 1年内返済予定の長期借入金 | (7,652)                  | (7,653)          | △0       |
| (5) 長期借入金         | (85)                     | (85)             | 0        |

(※1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(※2) 「現金及び預金」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」及び「短期借入金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※3) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対



照表計上額は以下のとおりであります。

| 区 分   | 連結貸借対照表計上額（百万円） |
|-------|-----------------|
| 非上場株式 | 443             |

(※4) 長期貸付金には1年以内回収予定の長期貸付金を含んでおります。

(※5) 長期貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(※6) 敷金及び保証金については、金融商品相当額のみを表示しております。

### (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

| 区分      | 時価（百万円） |      |      |       |
|---------|---------|------|------|-------|
|         | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計    |
| 投資有価証券  |         |      |      |       |
| その他有価証券 | 2,973   | —    | —    | 2,973 |

#### ② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

| 区分            | 時価（百万円） |         |      |         |
|---------------|---------|---------|------|---------|
|               | レベル1    | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 長期貸付金         | —       | 552     | —    | 552     |
| 敷金及び保証金       | —       | 6,258   | —    | 6,258   |
| 1年内返済予定の長期借入金 | —       | (7,653) | —    | (7,653) |
| 長期借入金         | —       | (85)    | —    | (85)    |

(\*)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

##### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

##### 長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 敷金及び保証金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権額と、回収までの期間及び国債の利回り等適切な指標を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### 8. 賃貸等不動産に関する注記

#### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、宮城県その他の地域において、賃貸用マンション及び賃貸用の店舗物件を所有しております。

#### (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

| 連結貸借対照表計上額（百万円） | 時価（百万円） |
|-----------------|---------|
| 3,645           | 4,121   |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 期末の時価は、主として固定資産税評価額等に基づいて算定した金額であります。

### 9. 収益認識に関する注記

#### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

|               | 報告セグメント  |           |      | 合計     |
|---------------|----------|-----------|------|--------|
|               | ファッション事業 | フードサービス事業 | 教育事業 |        |
| 売上高 (注)       |          |           |      |        |
| 重衣料           | 24,311   | —         | —    | 24,311 |
| 中衣料           | 5,026    | —         | —    | 5,026  |
| 軽衣料           | 10,091   | —         | —    | 10,091 |
| 服飾雑貨          | 23,119   | —         | —    | 23,119 |
| その他           | 493      | 1,855     | 856  | 3,206  |
| 顧客との契約から生じる収益 | 63,042   | 1,855     | 856  | 65,755 |
| その他の収益        | —        | —         | 41   | 41     |
| 外部顧客への売上高     | 63,042   | 1,855     | 898  | 65,797 |

(注) 重衣料…スーツ・フォーマル・イージーオーダー・コート  
 中衣料…ジャケット・ボトムス・アウター  
 軽衣料…カジュアル・ワイシャツ・ネクタイ・アンダーウェア  
 服飾雑貨…シューズ・バッグ・ジュエリー・アクセサリー  
 その他…サービスの提供等

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項

④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高

| 契約負債 | 当連結会計年度 (百万円) |
|------|---------------|
| 期首残高 | 994           |
| 期末残高 | 896           |

契約負債は、主にファッション事業における顧客から受け取った前受金のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高並びに当社グループ独自のポイント制度に関して、商品の販売に伴い顧客に付与したポイント相当額を履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行ったものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩します。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首残高の契約負債に含まれていた額は、752百万円であります。なお、過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

ポイントに係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は219百万円であり、当該残存履行義務について、ポイントの使用時及び失効時に応じて、今後1年から3年の間で収益として認識することを見込んでおります。

商品券に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は40百万円であり、当該残存履行義務について、商品券が使用されるにつれて、今後1年から10年の間で収益として認識することを見込んでおります。

また、当初の予想契約期間が1年以内の取引については、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 648円55銭

1株当たり当期純損失 5円52銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(固定資産の譲渡)

連結子会社である(株)サマンサタバサジャパンリミテッドは、2023年10月13日開催の取締役会において、同日付で同社所有の固定資産(土地及び建物)を譲渡することを決議いたしました。

(1) 譲渡の理由

経営資源の有効活用のため、当社所有の固定資産を譲渡するものであります。

(2) 譲渡資産の内容

|        |                            |
|--------|----------------------------|
| 所在地    | 静岡市清水区長崎南町                 |
| 資産の概要  | 土地(宅地)、建物(鉄骨造合金メッキ鋼板葺3階建て) |
| 譲渡前の用途 | 店舗及び駐車場                    |
| 譲渡価額   | (譲渡先の意向により開示を控えさせていただきます)  |
| 帳簿価額   | (譲渡先の意向により開示を控えさせていただきます)  |
| 譲渡益    | 391百万円                     |

(3) 相手先の概要

譲渡先は、国内法人ではありますが、譲渡先の意向により開示を控えさせていただきます。

その他、当社及び連結子会社と譲渡先の間には資本関係、人的関係、取引関係及び関連当事者として特記すべき事項はありません。

(4) 譲渡日程

|         |             |
|---------|-------------|
| 取締役会決議日 | 2023年10月13日 |
| 契約締結日   | 2023年10月13日 |

## 12. 追加情報に関する注記

### （財務制限条項）

1. 当社は、借入金4,000百万円について、シンジケートローン契約を締結しておりますが、当該契約には財務制限条項がついており、当該条項は以下のとおりであります。

- (1) 2023年9月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体又は連結の貸借対照表に記載される純資産金額を、2022年9月期の事業年度末日の純資産金額以上に維持すること。
- (2) 2020年9月期末日及び以降の各事業年度末日における単体又は連結の損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

なお、当連結会計年度末において、当社は財務制限条項に抵触しておりますが、借入先の金融機関からは、期限の利益の喪失に係る権利行使をしない旨の同意を得ております。

2. 当社の連結子会社である株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドの借入金9,209百万円については、シンジケートローン契約を締結しておりますが、当該契約には財務制限条項がついており、当該条項は以下のとおりであります。

- (1) 2022年2月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体又は連結の貸借対照表に記載される純資産金額を、2021年2月期の事業年度末日の純資産金額又は直前の事業年度末日の純資産金額のうち、いずれか高い金額の75%に相当する金額以上に維持すること。
- (2) 2021年2月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体又は連結の損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。
- (3) 借入人は、株式会社コナカ（所在：神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2）をして、借入人を株式会社コナカの連結子会社として維持せしめること。
- (4) 借入人は、全貸付人及びエージェントの事前承諾なく、借入人を債務者とし、株式会社コナカを債権者とする2020年10月15日付の8億円の借入金の弁済を行わないこと。
- (5) 2023年12月25日以降、月次の連結貸借対照表に記載される2023年11月末日時点及びそれ以降の毎月末日時点における現金及び預金の合計金額を、3億円以上に維持すること。
- (6) 2023年12月25日以降、単月の連結損益計算書に記載される営業損益の金額が、損益計画に記載される2023年11月及びそれ以降の毎月末日における単月の営業損益の金額を下回らないこと。

なお、2023年8月末日において、株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドは財務制限条項に抵触しておりますが、主要取引銀行と綿密な関係を維持し、定期的に建設的な協議を継続していることから、今後も主要取引銀行より継続的な支援が得られるものと考えております。

## 13. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

6. 株主資本等変動計算書、注記表

**株主資本等変動計算書**

(2022年10月1日から  
2023年9月30日まで)

(単位：百万円)

|                             | 株 主 資 本 |           |                |              |           |             |             |              |        |            |
|-----------------------------|---------|-----------|----------------|--------------|-----------|-------------|-------------|--------------|--------|------------|
|                             | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金 |             |             |              | 自己株式   | 株主資本<br>合計 |
|                             |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益剰余金    |             | 利益剰余金<br>合 計 |        |            |
|                             |         |           |                |              |           | 圧縮記帳<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |              |        |            |
| 2022年10月1日期首残高              | 5,305   | 14,745    | —              | 14,745       | 370       | 244         | 4,607       | 5,221        | △3,342 | 21,930     |
| 事業年度中の変動額                   |         |           |                |              |           |             |             |              |        |            |
| 圧縮記帳積立金の取崩                  |         |           |                | —            |           | △4          | 4           | —            |        | —          |
| 剰余金の配当                      |         |           |                | —            |           |             | △583        | △583         |        | △583       |
| 当期純利益                       |         |           |                | —            |           |             | 161         | 161          |        | 161        |
| 自己株式の取得                     |         |           |                | —            |           |             |             | —            | △0     | △0         |
| 自己株式の処分                     |         |           | △177           | △177         |           |             |             | —            | 222    | 45         |
| 自己株式処分差損の振替                 |         |           | 177            | 177          |           |             | △177        | △177         |        | —          |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |         |           |                | —            |           |             |             | —            |        | —          |
| 事業年度中の変動額合計                 | —       | —         | —              | —            | —         | △4          | △595        | △599         | 222    | △377       |
| 2023年9月30日期末残高              | 5,305   | 14,745    | —              | 14,745       | 370       | 239         | 4,012       | 4,622        | △3,120 | 21,553     |

|                             | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計  |
|-----------------------------|------------------|----------------|--------|
|                             | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |        |
| 2022年10月1日期首残高              | 1,481            | 1,481          | 23,411 |
| 事業年度中の変動額                   |                  |                |        |
| 圧縮記帳積立金の取崩                  |                  | -              | -      |
| 剰余金の配当                      |                  | -              | △583   |
| 当期純利益                       |                  | -              | 161    |
| 自己株式の取得                     |                  | -              | △0     |
| 自己株式の処分                     |                  | -              | 45     |
| 自己株式処分差損の振替                 |                  | -              | -      |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) | 359              | 359            | 359    |
| 事業年度中の変動額合計                 | 359              | 359            | △18    |
| 2023年9月30日期末残高              | 1,840            | 1,840          | 23,393 |

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

##### ② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

個別法による原価法によっております。

なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法によっております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後取得の建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

##### ② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

#### (4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理することとしております。

④ 関係会社事業損失引当金

関係会社の投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ファッション事業

ファッション事業は、ビジネスウェア及びその関連用品の販売を主たる事業としております。これらの商品は店舗並びにインターネットで販売をしており、顧客に対して当該商品等の引渡しを行う義務を負っております。店舗での販売については、商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品の引渡時点で収益を認識しております。また、インターネット販売については、出荷時から商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であることから、商品の出荷時に収益を認識しております。通常の間は、履行義務の充足時点又は3ヶ月以内であります。

当事業における当社独自のポイントプログラムについては、付与したポイントを履行義務と識別し、将来の失効見込み等を考慮して算出された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントの使用時及び失効時に収益を認識しております。また、他社が運営するポイントプログラムに係るポイント相当額については、顧客に対する商品販売の履行義務に係る取引価格の算定において、第三者のために回収する金額として、取引価格から控除し収益を認識しております。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項



## 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

## 3. 表示方法の変更

### （損益計算書）

前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めていた「受取補償金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度の「受取補償金」は49百万円であります。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

### 固定資産の減損

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

| 科目       | 金額       |
|----------|----------|
| 有形固定資産   | 8,522百万円 |
| 無形固定資産   | 202百万円   |
| 投資その他の資産 | 277百万円   |

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記」に記載のとおりであります。

## 5. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

|        |           |
|--------|-----------|
| 建 物    | 104 百万円   |
| 土 地    | 2,543 百万円 |
| 投資有価証券 | 2,647 百万円 |
| 合計     | 5,295 百万円 |

② 担保に係る債務

|       |           |
|-------|-----------|
| 短期借入金 | 6,637 百万円 |
| 合計    | 6,637 百万円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 20,148 百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示したものを除く）

|        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 4 百万円     |
| 長期金銭債権 | 2,082 百万円 |
| 短期金銭債務 | 32 百万円    |
| 長期金銭債務 | 24 百万円    |

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高

|            |         |
|------------|---------|
| 仕入高        | 386 百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | 18 百万円  |
| 営業取引以外の取引高 | 134 百万円 |

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における自己株式の数

1,897,073 株

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

|                       |                   |
|-----------------------|-------------------|
| 繰延税金資産                |                   |
| 賞与引当金                 | 59 百万円            |
| 未払事業税                 | 51 百万円            |
| 契約負債                  | 50 百万円            |
| 商品評価損                 | 25 百万円            |
| 役員退職慰労引当金（長期未払金）      | 10 百万円            |
| 退職給付引当金               | 164 百万円           |
| 関係会社事業損失引当金           | 20 百万円            |
| 投資有価証券評価損             | 1,648 百万円         |
| 資産除去債務                | 502 百万円           |
| 減損損失                  | 2,400 百万円         |
| 繰越欠損金                 | 3,089 百万円         |
| その他                   | 729 百万円           |
| 繰延税金資産小計              | <u>8,752 百万円</u>  |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | △3,089 百万円        |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △5,305 百万円        |
| 評価性引当額小計              | <u>△8,394 百万円</u> |
| 繰延税金資産計               | 357 百万円           |
| 繰延税金負債                |                   |
| 固定資産圧縮積立金             | △105 百万円          |
| その他有価証券評価差額金          | △767 百万円          |
| その他                   | △364 百万円          |
| 繰延税金負債計               | <u>△1,238 百万円</u> |
| 繰延税金負債の純額             | △880 百万円          |

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

| 種類  | 会社等の名称                  | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引内容                   | 取引金額     | 科目            | 期末残高     |
|-----|-------------------------|--------------------|-----------|------------------------|----------|---------------|----------|
| 子会社 | コナカエンタープライズ(株)          | 100.0%             | 役員兼任      | 資金の貸付<br>(注1.2)        | -        | 関係会社<br>短期貸付金 | 229百万円   |
|     |                         |                    |           |                        |          | 長期貸付金         | 782百万円   |
|     | (株)サマンサタバサ<br>ジャパンリミテッド | 59.1%              | 役員兼任      | 資金の回収<br>(注1)          | 800百万円   | 長期貸付金         | 1,300百万円 |
|     |                         |                    |           | 第三者割当<br>増資の引受<br>(注3) | 1,800百万円 | 関係会社株式        | 5,437百万円 |

(注) 1. 取引条件は、実勢価格又は一般的な取引条件を参考としつつ、交渉により決定しております。

2. コナカエンタープライズ(株)への貸倒懸念債権について、456百万円の貸倒引当金及び149百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

3. 第三者割当増資の引受金額については、第三者機関の算定した評価額に基づき決定しております。

## 10. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 799円79銭

1株当たり当期純利益 5円53銭

## 12. 追加情報に関する注記

(財務制限条項)

連結注記表「12. 追加情報に関する注記 (財務制限条項)」に記載のとおりであります。

## 13. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。